

定 款

東洋シャツター株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、東洋シャッター株式会社と称する。英文では、TOYO SHUTTER CO., LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種シャッターおよびその他の建築用建具、建材の製造、取付および販売。
2. 防災、防犯機器の製造、取付および販売。
3. 建築、設備工事の設計、監理、請負および施工。
4. 建築用金物、船舶用金具、装飾金物、家具厨房機器の製造および販売。
5. 電気設備工事の設計および施工。
6. コンピューターソフトウェアの開発およびコンピューター機器の販売。
7. 屋外広告業。
8. 建築物の設備機器、資材、什器備品、消耗品の仕入、販売および輸出入に関する業務。
9. 各種電気輸送機および電気装置用機械器具ならびに材料の販売、据付、および修理。
10. 前各号の保守業務。
11. 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理。
12. 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システムエンジニアリング、その他ソフトウェアの取得、貸与および販売。
13. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険代理業および生命保険の募集に関する業務。
14. 前各号に関連する業務。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市におく。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は17,748千株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は株式につき、株主名簿管理人をおく。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせる。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 当社は、毎事業年度末日現在の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することのできる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要があるときは、あらかじめ公告して一定の日現在の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集時期)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。

2. 前項のほか、必要があるときは随時臨時株主総会を招集する。

(招集地)

第12条 当会社の株主総会は、大阪府または東京都で開催する。

(招集権者)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は法令または、定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に差し出さなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当社は、取締役会を設置する。

(取締役の員数)

第20条 当社に取締役10名以内をおく。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

3. 1項の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議によってこれを選定する。

2. 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役会)

第25条 取締役は取締役会を組織し、当社の重要な業務執行を決定する。

2. 取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の招集者および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集しその議長となる。取締役社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当社に監査役4名以内をおく。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬)

第36条 監査役の報酬、賞与その他の職務の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

(監査役会規則)

第37条 監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役会の招集通知)

第38条 監査役会の招集通知は各監査役に対し会日の3日前に発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役がこれに記名捺印する。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当社は、社外監査役との間で会社法第427条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第41条 当社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、事業年度末日を決算期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第46条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第48条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

(附則)

1. 現行定款15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条は、なお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。